

平成28年9月12日施行

弁護士 須 田 徹  
東京弁護士会所属

## 岐阜県弁護士会主催「公金の債権回収業務に関する法務研修」

**設例** G県は、母子及び寡婦福祉法（現行：母子及び父子並びに寡婦福祉法）に定める貸付事業を行っているが、平成17年9月5日、A（女、35歳）に事業開始資金（パブレストラン）として252万円を貸し渡した。B（65歳、Aの叔父）が連帯保証人になっている。貸付の内容は以下のとおりである。

据置期間：1年

支払回数：84回 元利均等月賦払い（月3万3297円、最終回3万3215円）

支払日：毎月末日（第1回・平成18年9月30日、第84回・同25年8月31日）

利息：年3%

違約金：支払期日の翌日から支払当日まで年10.75%の割合による金員

**問1** Aは4回目の償還金までは順調に支払っていたが、5回目の支払いがなかった。そのことに気付いた担当者Cは早速Aに電話して未払いの理由を尋ねると共に償還金の支払いを求めた。そうしたところ、Aは子供が入院したため、治療費がかかってしまい、支払いができなかったと弁解し、来月2ヶ月分をまとめて支払うと答えた。担当者Cはやむを得ないものと考え、これを了承した。担当者Cの措置に問題はないか。

**問2** その後、遅れ遅れではあったが、Aから返済があった。Cは時々思い出しては、Aに催告書を送付し、滞納金の支払いを求めている（督促状は新たな滞納がある都度送付していた。）。しかし、支払いの間隔は次第に長くなり、平成20年2月20日に1回分を支払ったが、その後全く返済がなかったため、Cは、同年8月10日、あらためてAに滞納分の支払いを求める催告書を送付した。この時点で10回分が未納になっていた。Cの措置に問題はないか。Cとしては、どうすべきであったか。

**問3** 上記催告書を送付したところ、Aから電話があった。Aによれば、パブレストランの経営が安定せず、滞納してしまったとのことであった。Aとしては、滞納金（10回分合計33万2970円）を一括して支払うことができないので、毎月の償還金

とは別に、月々1万5000円ずつ（ただし、初回は1万7970円）支払うとのことであった。Cは、それを聞いてやむを得ないと考え、Aに対し、22回払い（第1回支払日：平成20年9月末日）の納付誓約書を送付するのでサインをして返送するよう申し向けたところ、Aがこれを了承したので、納付誓約書とともに25回分の納付書をAに送付した。Cの措置に問題はないか。Cとしては、どうすべきであったか。

**問4** その後、Aからは各月の償還金については時々納付があったが、滞納分については全く支払いがなかった。平成27年4月1日、担当がEからFに変わった（それまでの間、担当はCからD、DからEへと変わっていた。）。Fが入金履歴を調べてみると、平成22年6月20日に1万円を支払った後、全く支払いがなかった。滞納額は150万円を超えていた。交渉履歴をみると、D、Eは、新たな滞納については督促状を送付していたが、催告書は送付していなかった。そこで、Fは、平成27年8月10日、AとBに対し、滞納額全額を請求する催告書を送付した。当該催告書には、指定された期日までに支払いがないときは、訴訟を提起する旨付記した。Fの措置に問題はないか。

**問5** 上記催告書を送付したところ、Bからは連絡があったが、Aからは何の連絡もなかった。FがBに来庁を求めたところ、平成27年8月30日に来庁した。Bは、当初、保証人としての責任を否定したが、最終的に渋々その責任を認め、現在の生活状況を説明し、月々1万円ずつの支払いにして欲しい旨申し入れた。Fは同申し入れを受け入れることにしたが、今後Aに対する措置を含め、どのような措置を講ずべきか。

**問6** Fは、A、Bに対し、平成28年3月10日、訴訟を提起した。しかるところ、A、Bは裁判所に出頭しなかったため、同年5月10日、G県は勝訴判決を得、その後、同判決は確定した。にもかかわらず、A、Bからは何の支払いもないだけでなく、何の連絡もない。Fとしては、どう措置すべきか。

<時系列>

H17. 9. 5	貸付		
H18. 9. 30	第1回償還日		
H18. 12. 31	第4回償還日	支払い	
H19. 1. 31	第5回償還日	支払い	問1
<hr/>			
H20. 2. 20	1回分支払い		
H20. 7. 31	第23回償還日		
H20. 8. 10	催告書送付		問2
<hr/>			
H20. 8. 31	第24回償還日		
日付不詳	分納誓約		
H20. 9. 30	第25回償還日	分納第1回支払日	問3
<hr/>			
H22. 6. 20	1万円支払い(最終納付)		
H25. 8. 31	第84回償還日(最終償還日)		
H27. 4. 1	担当者; Fに変更		
H27. 8. 10	催告書送付		問4
<hr/>			
H27. 8. 30	B来庁	分納約束	問5
<hr/>			
H28. 3. 10			
H28. 5. 10	勝訴判決		問6
<hr/>			